

第5次

白山市子どもの権利に関する行動計画

令和5年度～令和8年度

(2023年度～2026年度)

令和5年2月

白山市・白山市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 行動計画の体系	2
4 計画の期間	3
第2章 現状と課題	4
1 子どもの権利に関する市民意識調査の 結果からみる子どもの現状	4
2 課題と方針	5
第3章 子どもの権利に関する行動計画	7
I 子どもの権利に関する学習の推進	
重点施策1 子ども自身が子どもの権利を学ぶための 学習を支援します。	7
重点施策2 子どもの権利に関する啓発・広報を充実 します。	9
II 保護者に対する子育て支援	
重点施策3 保護者の子育てに関する支援を充実します。	10
III 子どもにかかわる施設における子どもの権利の保障	
重点施策4 子どもにかかわる施設での子どもの権利の 保障と学習の支援を充実します。	14
IV 地域での子どもの自治的な活動の奨励支援	
重点施策5 子どもの主体的な活動を支援するための 条件整備を進めます。	16
V 市、家庭、育ち・学びの施設及び地域の連携による 子どもに関する施策の推進	
重点施策6 学校、家庭、地域、関係機関の連携を支援 します。	18

VI	子どもの権利に関する相談並びに権利の侵害に対する 救済体制の整備	
	重点施策7 子どもが相談しやすい環境を整備します。 ……	20
	重点施策8 困難を有する子どもへの支援を充実します。 ……	21
VII	まちづくりへの子どもの参加支援	
	重点施策9 子どもの意見表明・参加を促進します。 ……	23
第4章	計画の推進体制と検証 ……	25
1	計画の推進体制 ……	25
2	計画の検証 ……	25
	資料編	
	白山市子どもの権利に関する条例 ……	26
	子どもの権利に関する意識調査結果（抜粋） ……	31

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

白山市子どもの権利に関する条例（以下「子どもの権利条例」又は「条例」という。）は、平成元（1989）年国連で採択された「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」又は「条約」という。）（日本は平成6（1994）年批准）に基づき、平成18（2006）年12月に条例が制定され、平成19（2007）年4月に施行されました。この条例は、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを社会全体で支えるためのものです。

市では、条例第17条第1項の規定に基づき、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図ることを目的として白山市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しています。

2 計画の位置づけ

（1）白山市総合計画等との関係

本計画は、第2次白山市総合計画を上位計画とし、「青少年教育のための環境づくり」の基本的方向である、「子どもの権利の保障」を推進するための行動計画として位置づけています。

さらに、白山市総合計画に基づく個別計画である、白山市子ども・子育て支援事業計画、白山市教育振興基本計画等の各種計画との整合性も図ります。

（2）白山市子どもの権利委員会の役割

条例では、子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の効果・課題を客観的に検証する機関として人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民等で構成される白山市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）の設置を定めています。行動計画策定にあたっては、権利委員会が内容を審議し、提言をすることとしています。

3 行動計画の体系

(1) 基本理念

行動計画の基本理念は、条例第3条で規定する3つの基本理念としています。

基本理念

- 1 市及び市民等は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを子どもと共に目指すため、子どもの権利を尊重し、その権利の保障に努めます。
- 2 子どもは、個人としてその権利が保障され、他の人の権利をも尊重する中で、健やかに育つことができます。
- 3 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな人間性を養うとともに、自らを律し、社会の一員として役割を担うことができます。

(2) 基本目標

基本理念を踏まえ、子どもの権利に関する施策を着実に進めるために、次の3つの基本目標を設定しています。

基本目標

- 1 子どもの権利に関する意識の向上
子どもの権利条例の啓発・広報を充実するとともに、子ども自身が子どもの権利について学ぶことや、子どもを支える大人が子どもの権利について理解を深めることなど、子どもの権利に関する市民意識の向上に努めます。
- 2 子どものための相談機関との連携・居場所の充実
子どもが思っていることを表現しにくい状況にあったり、その伝え方が十分ではなかったりする場合があることから、個々の子どもの状況に配慮し、子どものための相談機関との連携や子どもの居場所づくりを更に推進します。
- 3 子どもの意見表明・参加の促進
子どもの権利条例に基づいた子どもの意見表明・参加に関する取り組みを充実します。また、市が実施する、子どもにかかわるさまざまな施策や事業に、子どもの権利の視点が欠落しないようにするとともに、子どもの意見表明・参加を促進するための仕組みづくりや条件整備を行います。

(3) 基本施策

基本目標の達成に向け、条例第17条第2項に定められている行動計画の内容を基本施策とし、取り組みを進めます。

基本施策

- 1 子どもの権利に関する学習の推進
- 2 保護者に対する子育て支援
- 3 子どもにかかわる施設における子どもの権利の保障
- 4 地域での子どもの自治的な活動の奨励支援
- 5 市、家庭、育ち・学びの施設及び地域の連携による子どもに関する施策の推進
- 6 子どもの権利に関する相談並びに権利の侵害に対する救済体制の整備
- 7 まちづくりへの子どもの参加支援

4 計画の期間

第5次行動計画の期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

白山市総合計画		第2次白山市総合計画									
前期基本計画	後期基本計画	前期基本計画								後期基本計画	
H19~H23	H24~H28	H29~R3								R4~R8	
(2007~2011)	(2012~2016)	(2017~2021)								(2022~2026)	
白山市子どもの権利に関する行動計画											
H19~H22	H23~H26	H27~H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画				第5次計画				

第2章 現状と課題

1 子どもの権利に関する市民意識調査の結果からみる子どもの現状

市では、毎年、12月の人権週間に合わせて、子どもたちの人権に対する実態と条例の認知度を把握するため、白山市子どもの権利に関する市民意識調査（以下「意識調査」という。）を実施しています。意識調査の結果をもとに、以下の内容について分析しました。

(1) 子どもの権利の認知度について（資料編 問1，問2）

令和3年度の意識調査では、「子どもにも権利があること」を「知っている」「だいたい知っている」と答えた子どもの合計が7割弱にとどまっています。平成30年度と比べて認知度は高まっていますが、第4次行動計画の数値目標の8割には達していません。

また、子どもの権利の柱である、4つの権利について知っているかと聞いたところ、それぞれの認知度は低くなっています。特に参加する権利の認知度が低いのが現状です。

(2) 子どもの相談相手について（資料編 問3，問4）

困ったり悩んだりしたとき相談できる人について、「家族や友だち」が圧倒的に多く、「学校の先生」、「スクールカウンセラー」、「話を聞いてくれる相談窓口」が増えています。

しかし、「何でも話せる人はいない」と答えた子どもが、令和3年度では、小学5年生で8.5%、中学2年生で6.3%の割合でいます。

「子ども相談室を知っていますか」という問いでは、小学生で8割程度、中学生で7割程度「知っている」という回答があり、平成30年度と比べると高くなっています。

(3) 自己肯定感（資料編 問5）

「自分には良いところがある」ことについて「そう思う」、「まあそう思う」と答えた子どもは約7割、「余りそう思わない」、「そう思わない」と答えた子どもは3割弱です。また、9割以上の子どもが「誰かのために何かをしてあげたい」、「親や周りの大人から必要とされている」、8割以上の子どもが「社会に役に立つことをしたい」と思っています。

2 課題と方針

(1) 子どもの現状から

①子どもの権利の認知度について（資料編 問1，問2）

これまで同様、子どもの権利に関する啓発・広報を継続します。他の権利と比べて認知度の低い「参加する権利」については、子どもの意見表明や、意見が反映された事例について子どもたちが知る機会を増やすなど、理解と関心を深める取り組みが必要です。

②子どもの相談相手について（資料編 問3，問4）

子ども相談室への相談件数が増加しており、ニーズが高まっているといえます。また、スクールカウンセラーの配置や、子ども相談室による巡回訪問を通して、学校・保育施設等との連携が強化され、支援や見守りが必要な子どもの早期発見・早期対応につながっています。

一方、子どもに関する各種相談等は年々多様化、複雑化しており、迅速かつ的確な対応が求められることから、令和4年度より「子ども相談室」を「子ども総合相談室」とし、子ども家庭総合支援拠点として機能強化を図っています。

③自己肯定感（資料編 問5）

子どもたちが自分自身の価値を認識し、かつ、相手を尊重しながら、自信をもって成長し、よりよい社会の担い手となることができるよう、そのための環境づくりに取り組む必要があります。

(2) 困難を有する子どもやその家族の支援

子どもの貧困や孤独・孤立に留まらず、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行う子ども（ヤングケアラー）の顕在化などが社会問題となっており、「子どもの権利」という観点から、これらについて対応していく必要があります。

(3) SDGsの理念

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指

す世界共通の目標です。2030年を達成期限とし、17の目標と169のターゲットから構成されています。

第5次行動計画では、子どもの権利に関わる施策をSDGsの視点で捉え、関連性を意識した取り組みとします。

(4) 子どものウェルビーイングの実現に向けて

中央教育審議会の答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（令和3年1月26日 中教審第228号）でも触れられているように、ウェルビーイングの視点が子ども施策にも求められています。

「自分のやりたいことにチャレンジできる」「地域や人とのつながりを持つ」「自由に選択できる実感がある」など自分らしくいきいきと生きられること、主観的な幸福度を重視していくことは、条例の基本理念とも合致するものです。

市では、子どもの権利を保障していくことを通して、子どものウェルビーイングと地域社会におけるウェルビーイングの実現のための環境づくりに努めます。

※ウェルビーイング(Well-being)とは

世界保健機関憲章では、「健康とは、単に疾病がない状態ということではなく、肉体的、精神的、そして社会的に、完全に満たされた状態にある」と定義しています。

(5) こども家庭庁の設置について

国は、こども家庭庁設置法第3条で、こども家庭庁は、「こどもの年齢及び発達 の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行う」と規定しています。

この趣旨を踏まえ、市は、今後の国の動向等を見ながら、関係部局との連携など必要に応じて組織体制の見直しを行い、行動計画に反映していくよう努めることとします。